

小規模事業者向け 小規模事業者持続化補助金〈一般型〉

令和元年・3年度度補正予算による申請受付が開始されました。

小規模事業者持続化補助金の申請にあたっての留意点

(1)申請の対象となる小規模事業者とは以下の要件にあてはまる法人及び個人事業主をいいます。

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数	20人以下

※医師・歯科医師・組合・NPO法人・一般社団法人・農事組合法人・任意団体等は補助対象者になりません。

(2)補助金概要

小規模事業者等が、地域の商工会または商工会議所の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用の2/3を補助します。公募開始後、通年で受付を行い、約3か月ごとに受付を締め切って受付回ごとに審査・採択を行います。

(3)補助金額 上限 50～200 万円(補助率 2/3～3/4)

(4)補助金募集期間

第8回受付締切：2022年6月3日(金)

第9回受付締切：2022年9月中旬予定

第10回受付締切：2022年12月上旬予定

第11回受付締切：2023年2月下旬予定

(5)従来との変更点（令和3年度補正予算に伴う特別枠の拡充について）

下記①～⑤の特別枠で申請する場合、補助上限額・補助率が上昇します。

①賃金引上げ枠

事業場内最低賃金を地域別最小賃金より30円以上（既に達成している場合は、現在支給している事業場内最低賃金より+30円以上）とした事業者は、**補助上限額が200万円**となります（赤字事業者は、補助率も3/4となります）。

②卒業枠

常時使用する従業員を増やし、小規模事業者の従業員数を超えて規模を拡大する事業者は、**補助上限額が200万円**となります。

③後継者支援枠

将来的に事業承継を行う予定があり、新たな取組を行う後継者候補としてアトツギ甲子園のファイナリストになった事業者は、**補助上限額が200万円**となります。

④創業枠

産業競争力強化法に基づく認定市区町村や認定連携創業支援等事業者が実施した特定創業支援等事業による支援を過去3か月の間に受け、かつ、過去3か月の間に開業した事業者は、**補助上限額が200万円**となります。

⑤インボイス枠

2021年9月30日から2023年9月30日の属する課税期間で一度でも免税事業者であった又は免税事業者であることが見込まれる事業者のうち、インボイス発行事業者に登録した事業者は、**補助上限額が100万円**となります。